

Certification standard

MPS-Florimark

Auction

Version 2

May 25, 2009

MPS フロリマークオークション認証規格

Version 2

2009年5月25日版

MPS フロリマークオークション認証規格の発行者

is published by:

Stichting MPS

P.O. Box 533

2675 ZT Honselersdijk

The Netherlands

tel: +31 (0)174 615700

www@my-mps.com

MPS フロリマークオークション認証規格（MPS-GPA および ISO9001:2008）は、2009年より実施する。日本では2010年から完全実施する。

目次

0 一般条項

0.0	MPS フロリマークオークション認証規格の構造	4
0.1	用語と定義	5
0.2	適用範囲	7
0.3	目的	7
0.4	財源	7
0.5	免除	8
0.6	責任	8
0.7	認証機関	8
0.8	認証審査	8
0.9	定期審査	9
0.10	テーマ調査	10
0.11	MPS フロリマークオークション商標の使用	10
0.12	制裁	11
0.13	改定	11
0.14	公表	11

A MPS-GPA 認証の必要条件

1. 必要条件全般

1.1	商品品質 (全般)	12
1.2	供給者数	12
1.3	品質規格	12
1.4	業務 (全般)	13
1.5	プロセスマネジメント (全般)	13

2. 品質および業務の管理

2.1	数量の管理	14
2.2	保管	14
2.3	在庫管理 (帳簿管理)	14
2.4	販売のプロセス	14
2.5	品質と鮮度のチェック	15
2.6	分荷	15
2.7	取扱い	15
2.8	出荷	16
2.9	輸送業務の委託	16
2.10	トレーサビリティ	16
2.11	設備の管理	17

3. サプライチェーンにおける協力体制

3.1	仕入と協議	18
3.2	出荷の問題について顧客への情報提供	18
3.3	供給者との情報交換	18
3.4	苦情処理	18
3.5	顧客との情報交換	19

4. 社内組織、倫理、環境

4.1	品質と環境方針	20
4.2	人事方針、研修、安全衛生管理	20
4.3	職務、責任、権限および雇用条件	21
4.4	改善マネジメント	22
4.5	文書管理と保管	22

B MPS フロリマークオークション認証の必要条件

1. 必要条件全般

1.1	品質システム	23
-----	--------	----

0 一般条項

0.0 MPS フロリマークオークション認証規格の構造

認証規格は次の要素で構成される。

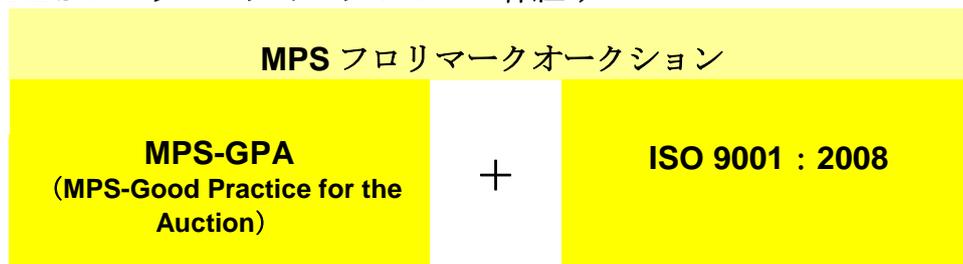
- 0:MPS フロリマークオークション認証規格、または、MPS-GPA 規格により認証された全ての認証保有者に適用される一般条項。
- A:MPS-GPA (MPS-ジーピーエー:市場工程管理)に特定される条項。
- B:MPS-Florimark Auction (MPS-フロリマークオークション)に特定される条項。

部分認証の取得には次の条件を満たさなければならない。

- MPS-GPA: 0 章および A 章に挙げられた必要条件の実施
- MPS-Florimark Auction: 全ての認証規格(0 章、A 章および B 章)における必要条件の実施

!! 部分認証の場合、本文書中で MPS フロリマークオークションについて言及されている場合には、その関連する部分認証をさすものとする。

MPS フロリマークオークションの枠組み



MPS -ジーピーエー
(MPS-市場工程管理)

ISO 9001:2008

0.1 用語と定義

次の定義を適用する。

申請者

MPS フロリマークオークション認証またはその認証を構成する要素の一つ（MPS-GPA/ISO9001）の認証取得のために、認証機関に申請書を提出した企業。

調停

取引の目的をもつ購入者と供給者との交渉。

認証

特定された要件を満たしているという正当な証明が得られる場合、プロセス、商品、人もしくは組織に授与されるステータスの証明。

認証を取得した市場

認証規格（の一部）に基づいて、認証機関によって MPS-GPA,又は MPS Florimark Auction の認証を受け、該当する認証をすでに所有しており、その認証規格あるいはその規格中の該当する要素により生ずる、すべての義務事項を遂行する責任を有する企業。市場業務の一部を認証から除外することはできない。

認証規格

MPS-GPA および ISO 9001 : 2008 の必要条件を統合した MPS フロリマークオークション認証規格。

認証機関

認証を取得した市場が認証規格の必要条件を順守しているかどうかの審査を行う権限を有する組織（MPS とのライセンス契約に基づく）。また、MPS フロリマークオークション、MPS-GPA および/又は ISO 9001 を認証する権限を与えられた組織。

部分認証

特定の要求事項が MPS-GPA の規格に定められているとおり、順守されている確証がある場合に、プロセス、商品、人または組織に対して発行され、その状況を証明するもの。

参加者

認証を取得した市場参照。

書類

認証を取得した市場の品質管理システムについて様々な形式（紙面もしくは電子的方法）で記録した情報。

正社員

正社員。従業員の数は 40 時間/人に換算する。従ってパートタイム 2 人 20 時間は正社員 1 人と換算する。

温度調節した保管スペース

一定の温度で保管しなければならない切花・鉢物を夜間又は週末の間、保管することが出来る清潔なスペース。

品質マーク

ベネルクストレードマーク事務所に登録しており、その規則が適用される品質マーク。

顧客満足

供給者と消費者の満足を調べるために市場によって行われた調査の結果。この調査は一定の期間に提供された商品及び/又はサービスに関してのものである。この調査の結果に基づいて、市場は顧客の満足を高めるために明確な行動計画を策定する。

物流資産

トレーラーやバケツなど、市場において商品を輸送するために使用される資産。

記録

業務プロセスに応じて作成した書類。

商品

市場で販売する商品。観賞用植物・園芸品あるいは野菜・果物を含む。

不良品

消費者の要求に見合わず、供給できない商品（遺失物、盗難品、返品）。

場所

認証取得法人に属する個別の場所。

市場

生産者および農産物卸会社の売買を円滑にする組織および法人。

0.2 適用範囲

- a) 認証規格は農産物に適用される。その条件とは、花き・青果の品質、仕入・販売・物流プロセスの品質、供給者および顧客との情報交換、品質方針、教育および改善管理を含む企業の内部組織に関するもの。
- b) 認証を取得した市場は、農産物の市場である。
- c) 認証を取得した市場は、生産プロセス、商品やサービスが、認証規格に規定された必要条件を確実に順守するために、品質システムを有している。認証を取得した市場は、使用している品質システムが正しく適用され、認証規格の条件に合致していることを証明できなければならない。認証を取得した市場は、MPSフロリマークオークション認証規格の適用範囲における企業のいかなる部分も除外することはできない。企業内の関連部分はすべて認証機関の審査の対象とならなければならない。
- d) 申請者は、認証を申請する時点で、認証範囲を明示しなければならない。セリのプロセスと業務のプロセスは常に認証範囲に含まれていなければならない。

0.3 目的

- a) 認証規格の目的は以下の通り。
 1. 農産物を供給するにあたり、農産物品質と市場業務品質を効果的に管理している市場の地位向上
 2. 品質、環境および社会的側面を鑑みて、農産物を取扱う市場の品質管理改善
 3. 市場イメージ強化(質の高い)
 4. 花き園芸商品の生産から販売までの各段階の品質管理強化
- b) 認証規格は、以下の方法によりこの目的の達成に貢献する。
 1. 認証による市場の高品質管理の基準明確化
 2. 花き・青果の生産から販売のサプライチェーンにおける供給者と顧客の協力と調和の強化
 3. 品質マークの発行による認証規格・品質マークの認知促進
 4. サプライチェーン参加企業の品質管理強化を目的とした認証規格の改善。

0.4 財源

- a) 認証を取得した市場は、MPS に年次負担金を支払わなければならない。MPS 委員会は、毎年、予算を連帯して作成する。MPS フロリマークオークション参加者の支払う年次負担金額は、予算承認時に決定される。年次負担金額は公表される。
- b) 年次負担金の内訳は
 - 理事会と経営の経費
 - 販売促進活動の経費
- c) 申請者と参加者は認証審査や定期審査を行う認証機関へ、同経費を支払わねばならない。これらの経費は、認証機関と申請者もしくは参加者との各々の契約に基づき、関係する認証機関から、直接、請求される。

0.5 免除

- a) MPS 専門委員会により、一つもしくはそれ以上の条件や義務が免除される場合がある。これらは、条件の順守要求が合理的でない、あるいは、他の手段によりある条件が満たされていることが証明されている場合である。
- b) 制約、条件および規定が免除に付加され、認証証明書は、免除に基づき、部分的に授与される。

0.6 責任

- a) MPS は、申請者、認証を取得した市場、あるいは、第三者が被った損失について、認証規格の実施により生じた、あるいは、それに関連したいかなるものに対しても責任を負わない。認証を取得した市場は、第三者からのクレームに対して MPS を免責とする。

0.7 認証機関

- a) MPS フロリマークオークションの条件を満たしているかどうかについての審査は、MPS とライセンス契約を交わした認証機関が行う。
- b) 審査には以下の条件を満たす審査人を必要とする。
 - 農業分野における実証可能な知識と経験を持っている者。これは、少なくとも、中等/高等の職業教育レベル、あるいは、同等の農業教育を修了し、かつ少なくとも 2 年間の関連する職業経験によって補完されることが必要とされる。
 - 品質管理の知識を有する者。
 - 数日間にわたる審査の課程に参加したことがある者。
 - 少なくとも 10 回、システム認証の認証審査を実施したことがあるか、あるいは、資格を有する MPS フロリマークオークション審査人の監督の下で、研修生として少なくとも 1 回の MPS フロリマークオークションの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施したことがある者。
 - MPS フロリマークオークション認証規格に関して詳細な知識を持ち、かつ、MPS が組織する審査フォーラムに参加したり、少なくとも年に 1 回、MPS フロリマークオークションの初回認証審査、あるいは、2 回の定期審査を実施することで、その知識を維持している者。
 - その客観的見解が確実な者。

0.8 認証審査

- a) 初回審査(認証審査)において、認証機関は、市場の品質システムと市場の作業方法が認証規格に規定された要件を満たしているかどうかを確認し、認証を行う。
- b) 初回審査にかかる時間は組織の規模による。下の表は、一か所において、準備も含めて要した最短の時間を示したものである。一か所を超える事業所がある場合は、企業全体を審査する上でどれだけ追加時間が必要とされるかを審査機関と協議の上、決定する。

組織規模：活動量により	従業員数：名	初回審査のための最短時間：時間
セリを含む市場業務	< 100	16
セリを含む市場業務	> 100	24
取引活動		4
上記以外の活動 － 輸送 － 保守 － 外部委託の販売又は購入		認証機関により決定される

- c) MPS フロリマークオークションの初回審査をその他の認証制度の審査と統合することは認められる。
- d) 審査は、経営者および従業員へのインタビュー、現場における観察、書類と記録の評価を通じて行う。
- e) 認証が付与されてから 1 週間以内に、認証機関は MPS に次の情報を提供する。
- 認証取得企業名
 - 認証取得企業代表者名(法的な)
 - 認証取得企業住所と関連する営業所の住所
 - 認証を取得企業初回登録日
 - 認証範囲
 - 認証有効期間

0.9 定期審査

- a) 認証を取得した市場は、定期的に認証機関により審査を受けなければならない。審査内容は、認証を取得した市場の品質システムおよび商品が、認証規格に規定されている必要条件を引き続き満たしているか、また、MPS フロリマークオークション品質マークがその制度の規定どおりに使用されているかについてである。
- b) その頻度は、国際規格 EA-7/01 ISO17021*の適用上の指針に合わせ、少なくとも、1年に1度とする。
- c) 認証団体と取得者の間で定期審査の実施に関して契約が締結される。契約は 3 年間有効である。3 年の期間の終了後、品質保証システム全般が再評価される。
- d) 定期審査にかかる時間は組織の規模による。下の表は、準備も含めて、1 か所において要した時間を示したものである。1 か所をこえる事業所がある場合は、企業全体を評価する上でどれだけ追加時間が必要とされるかを審査機関と協議の上、決定する。

組織規模：活動量により	従業員数	定期審査のための最短時間：時間
セリを含む市場業務	< 100	12
セリを含む市場業務	> 100	20

取引活動		4
上記以外の活動 － 輸送 － 保守 － 外部委託の販売又は購入		認証機関により決定される

- e) MPS フロリマークオークションの定期審査をその他の認証制度と統合することは認められる。
- f) 認証機関は、例えば不備が発見された場合などに、追加の定期審査が必要であると決定することが可能である。
- g) 評価は、経営者及び/またはスタッフ、ならびに申請者の企業インタビュー、会社所在地における観察、記録と管理の詳細の評価、商品評価を通じて行われる。
(* 規格 EA-7/10:ISO 17021 の適用上の指針は、ISO9000-2000 認証に適用される。この規格は組織が常に認証計画の規定に従うもので、審査の頻度は少なくとも年に1回ということを認証機関が保証することを要求している。)

0.10 テーマ調査

- a) MPSは、テーマを設定した調査を、認証規格の稼動状況を審査するための定期審査の一環として定期的に行うことが出来る。調査のテーマはMPSが決定する。
- b) 認証機関は、これらの調査を定期審査の一環として行い、追加料金を請求することはない。認証を取得した市場は、これらの調査に協力しなければならない。これらテーマごとの調査結果は、認証機関によりMPSに報告される。

0.11 MPS-フロリマークオークション商標の使用

- a) MPS は、MPS フロリマークオークション商標の非独占的使用権を花き・青果の供給業者に与える。
この供給業者とは、認証機関と認証の契約を交わした者で、その商品と事業が、少なくとも、以下の最低必要条件を満たしている。
- 認証団体の商品認証のための最新版の規則にしたがっている。
 - MPSが定めた、MPS フロリマークオークション認証手続きの最新版を持っている。
 - 契約の日付が新しいか/変更された規則の後に有効になっている。
- b) 商標は、認証規格を満たしていることを保証するものである。
- c) MPS フロリマークオークション認証を取得した市場は、文書等にロゴマークを使用する権利が付与されている。(例えば、文具類および販売/購入書)
- d) MPS フロリマークオークション認証を取得した市場は、そのマークを商品に使用してはならない。
MPS フロリマークオークション認証を取得した市場は、そのマークが明らかに市場名と関連付けて表示する場合には、建物、トラック、箱、内部輸送のための車等にロゴマークを使用してもよい。
- e) 市場は自社の商標としてロゴマークを使用することができない。

- f) 市場はそのマークの権利を他に譲渡できない。
- g) ロゴマークと一緒に、環境に優しいや環境を知っているなどの環境標語を書くことは許されていない。
- h) MPSは、ロゴマークのデジタルデザインを認証取得した市場に提供する。ロゴマークの形状、大きさ、色などはMPSの規則を満足するものでなくてはならない。ロゴマークの形を変更・修正することは出来ない。ロゴマークの寸法は3.6×4.4cm。50%まで縮小し、150%まで拡大できる。これ以上の縮小、拡大はMPSと協議しなければならない。
- i) ロゴマークは黒、白抜き又は緑（色コードPMS 355）で印刷されなければならない。
- j) 契約解約後は認証状、ロゴマーク、またはMPS-フロリマークに関する書類は市場が使用することはできない。

0.12 制裁

- a) 認証を取得した市場が認証規格の義務不履行の場合、認証機関の制裁規則が適用される。
- b) 認証を取得した市場が認証規格に反する行為を行った場合、MPSフロリマークオークション商標の使用権は取り消される。

0.13 改訂

- a) MPS 理事会は、MPS 専門委員会のアドバイスを受けて、認証規格を改訂する権限を有する。
- b) この認証規格に関する規則、条件、規制が変更された場合には最新版が適用される。

0.14 公表

- a) 認証規格のコピーは、MPS で閲覧が可能である。
- b) 要求がある場合、財団は認証規格のコピーを提供する。
- c) MPSフロリマークオークション参加者のリストは公表され、業務時間中、MPSーオフィスにおいて一般に閲覧が可能である。MPSは情報の公表方法を決定する。
- d) MPS はインターネットサイトwww.my-mps.comを利用してMPSフロリマークオークション及びMPSーGPA参加者の最近の状況を公開する。
- e) MPS は市場及び販売から入手したデータを一般的な形または集団（10以上の独立した会社）の形に加工し分析する権利を有している。MPS 理事会は公表方法およびどのデータを公表するかを決定する。

A MPS-GPA 認証の必要条件

MPS-GPA 認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) 必要条件は下記のとおりである

第 1 章 必要条件全般

1.1 商品品質（全般）

- a) 認証を取得した市場は、花き・青果を取扱う。その品質は顧客と結ばれた契約や顧客の期待を満たすものである。
- b) 認証を取得した市場は、商品の特質と使用に合わせて、花き園芸商品の観賞的な価値と日持ちに関して、最低限の基準を保証する。
- c) 顧客向けの全商品を、品質が保たれるように取扱い、保管し、包装する。
(第 2 章:品質および業務の管理 を参照)
- d) 認証を取得した市場は、顧客の仕様にあわせて、生ものでない商品や関連商品を供給する。
- e) 認証を取得した市場は、明らかにボトリチス病に冒されているか、ボトリチス病の疑いありと検査結果がでている商品を購入、または取引しない。
 - 認証を取得した市場は、病気及び又は傷みで悪くなった商品を明確に区別する。
 - 認証を取得した市場は、病気及び又は傷みで悪くなった商品を販売しない。
 - もし、買参人が商品に病気のあることを知らされず、これを見つけたならば、買参人は商品を返品できる。また、同じ供給者から商品を購入した全ての他の買参人は病気及び又は傷みで悪くなった商品が見つかったことを知らされる。彼らもまたこれらの商品を返品することができる。
 - 認証を取得した市場は、病気のものを受け入れない。もし一部にでも病気や傷みがあったならば、これは常に言及される。
 - 認証を取得した市場は、病気や傷みのある商品をいつも出荷する会社の責任者と連絡をとり、これは望ましいものでないことをはっきり伝える。

1.2 供給者数

- a) 認証を取得した市場は、多数の供給者(生産者と卸売業者)を有する。供給者の数が需要(品目、量、品質など)を満たすための制限要因とはならない。
第3章:サプライチェーンにおける協力体制を参照。

1.3 品質規格

- a) 認証を取得した市場は、品質が多岐にわたっている切花・鉢物や青果を同時に扱う場合、在庫記録や商品識別のために、品質カテゴリーを使用する。(例えば秀、優など)
- b) 認証を取得した市場は、できる限り客観的に顧客の注文を理解する。売り手と買い手は、特定の商品から、顧客の品質要求と好みに合うような商品を引き当てることができる。
- c) 認証を取得した市場は、顧客の品質要求と顧客の好みに関する情報が効果的に伝わるように、仕入、販売、物流担当者との間に、協議体制を整えている。

1.4 業務（全般）

- a) 認証を取得した市場は、商品の供給において高い信頼を得ている。
- b) 認証を取得した市場は、受注を承諾する前に、出荷についての契約が間違いなく実行できることを確認する。
- c) 認証を取得した市場は、不可抗力により出荷の契約が履行できない場合、可能な限り早く顧客と協議する。

1.5 プロセスマネジメント（全般）

- a) 認証を取得した市場は、仕入・販売・セリ・業務プロセスを記述した「プロセス流れ図」を持っている。プロセスには以下のものを含む。
注) プロセス: 工程、過程
 - 1. プロセス中の重要ポイント
(最重要ポイントは第2章にある。プロセスの記述は少なくともこれを含まなければならない)
 - 2. 重要ポイントの基準
 - 3. 企業の基準や顧客と結んだ契約が履行可能かをチェックするために必要なポイント
- b) 認証を取得した市場は、チェックが実施された記録を保有する。
- c) 認証を取得した市場は、業務が正確に行われるよう、注成品、商品、配送品に関する情報を、担当者に書面で提供する。

第2章 品質および業務の管理

2.1 数量の管理

- a) 認証を取得した市場は、提供された数量情報を検査し、全ての商品について数量管理を行う。

2.2 保管

- a) 認証を取得した市場は、商品保管に適した保管場所を所有している。
- b) 認証を取得した市場は、温度調節可能な保管場所について、常に高いレベルの目標をもっている。
- c) 認証を取得した市場は、少なくとも温度調節した保管場所の温度を測定し記録する。
- d) 温度基準未達データに基づき、改善のためのアクションプランを策定する。

2.3 在庫管理（帳簿管理）

- a) 認証を取得した市場は、商品毎の管理が可能な在庫管理システムを持っている。
その在庫管理システムには、商品について、少なくともそれぞれの品目情報、受入日、可能な場合には購入日を記録する。
- b) 認証を取得した市場は、販売できなかった商品の量とその理由を記録する。
- c) 認証を取得した市場は、包装資材（ダンボール、バケツ、台車など）の在庫量を記録する。
在庫量の変化を常時把握する。

2.4 販売のプロセス

- a) 販売のプロセスについて最低限記述するのは：販売日、販売の仕組みそして販売の時間。
買参人、商品番号および価格の関係は信頼の置けるシステムで保証している。
- b) 認証を取得した市場は、販売プロセスの重要ポイントを明らかにする。
記述する最低限の事項：販売情報の伝達をチェックするための手順。
重要ポイントのチェックは、責任ある従業員が実施する。
- c) 販売の情報は、商品の特性を表わすものでなくてはならない。
販売前のチェックで発見した不具合も表示する。
- d) 商品を販売した後に、どの買参人がどの商品を購入したかを明らかにし、商品を特定する。
- e) 認証を取得した市場は、購入された商品の情報を買参人に正しく早急に送付する。

2.5 品質と鮮度のチェック

- a) 認証を取得した市場は、リスク分析により、商品仕様の正確な情報に従って品質と鮮度を管理する。
- b) 認証を取得した市場は、商品取扱いの間、品質と鮮度を管理する。
正しい知識をもとに管理するため、責任ある従業員を訓練する。
- c) 認証を取得した市場は、基準未達と判断した商品の情報を供給者にフィードバックする。
最低限の品質を満たしていない商品は受け入れない。
- d) 認証を取得した市場は、基準未達商品の内容、その原因、対応処置を記録する。
- e) 全ての商品をチェックすることは不可能である。
管理の頻度はリスク分析に基づいて決定する。
市場の環境、商品、生産者、季節、顧客あるいは原産国を考慮する。
- f) 認証を取得した市場は、それぞれの商品の受入日を特定するシステムを有している。

2.6 分荷

- a) 認証を取得した市場は、契約に基づいた商品を顧客が満足する方法で分荷する。
- b) 認証を取得した市場は、商品の分荷システムを持っている。
例えば、ある顧客に販売した商品についてその供給者を特定することができる。
- c) 認証を取得した市場は、分荷間違いが起こらない仕組みを持っている。
もし商品を間違えて分荷した場合、これをすぐに解決する。

2.7 取扱い

- a) 認証を取得した市場は、商品の品質が損なわれるリスクを最小にする。次のとおり取扱う。
 - 1. 梱包資材の取外しと再包装するとき: 損傷を避けるために慎重に行う。
 - 2. 切花を水に入れておくとき: バケツ内水温の基準を定め、水温をチェックし記録する。
 - 3. 切花を再度水に入れる場合: バケツに入れる水の温度は最高12℃とする。
 - 4. 全ての包装作業: 包装作業が適正に行われているか抜き取り検査を行う。
この検査は包装作業を行なった人以外の人が行う。
- b) 認証を取得した市場は、すべての作業を衛生的な作業方法で行う。
最低限以下のとおり取扱う。
 - 1. 切花を水に入れる場合、清潔なバケツと新鮮な水道水を使用する。

2. 作業場所は毎日清掃を行い、片付けられている。
3. 清潔で整理整頓が行届いている。

2.8 出荷

- a) 認証を取得した市場は、商品出荷について、常に高いレベルの目標をもっている。
- b) 認証を取得した市場は、買参人が注文した商品内容と数量を特定する。
- c) 認証を取得した市場は、出荷の際、商品が迅速で正確に扱われていることのチェックのために、リスク分析に基づき無作為抽出検査をおこなう。
- d) 認証を取得した市場は、無作為抽出検査で明らかになった、遅延、欠損、その他の不具合を記録する。

2.9 輸送業務の委託

- a) 認証を取得した市場は、切花・鉢物を温度調節可能な車両で輸送する。
- b) 認証を取得した市場は、商品を適正な温度で輸送業者に引渡す。
輸送業者は規定の温度で輸送することを保証する。
- c) 認証を取得した市場は、輸送業者が要求を満たしているかどうかを評価する。

2.10 トレーサビリティ

- a) 認証を取得した市場は、商品(市場で販売されたものは責任を持って)を追跡できる。
- b) 認証を取得した市場は、全ての商品を責任をもって管理する。これらの管理記録を保管する。
- c) 認証を取得した市場は、商品の供給者を管理し、原産国を記録する。
- d) 認証を取得した市場は、買参人へ出荷したすべての商品の管理記録を保有する。
品目、数量、等級を把握している。
- e) 出荷した商品の記録から、商品の供給者が誰かを、明確にたどることができる
- f) 出荷後、切花は最低 3 週間、鉢物は最低 6 週間、遡及が可能な管理システムがある。
- g) 記録の保有期間は、記録の性質と法律の規定によって定める。
もし苦情処理がまだ解決していない場合は、苦情が確実に処理されるまで記録を保有する。
供給者に関する評価報告書およびその他の記録は、少なくとも半年間保有する。
- h) 商品に MPS-ABC, MPS-Quality, MPS-SQ, MPS-GAP または同等の認証マークが付いている場合、
このような認証商品は販売の間、電子的に追跡でき、記録しなければならない。

もし、買参人が認証の商品を欲した場合、認証を取得した市場は買参人がこれを取得できることを保証しなければならない。

2.11 設備の管理

- a) 設備の管理について有効な政策がある。作業手順の中に、どのようにしてこの方針を実現するかを盛り込む。
- b) 認証を取得した市場は、少なくともコンピューターシステムと空調設備を含む保全計画を持つ。実施した保全活動は記録する。
- c) もし、認証を取得した市場が日持ち試験をおこなう場合、次の要求を満足する。
 - 日持ち試験の手順を記録する。
 - 積極的に測定機器を用い、これらの測定機器を管理する。
 - 校正記録を保有する。
 - スタッフが適正な能力を有している。

第3章 サプライチェーンにおける協力体制

3.1 仕入と協議

- a) 認証を取得した市場は、商品の品質・トレーサビリティ、納期の確保が可能な出荷を行う供給者からのみ仕入れる。市場は要求事項が順守されていることをチェックする。
- b) 認証を取得した市場は、全ての事故や基準に満たない事項を明らかにし、社内利用のために記録する。構造的で重大な基準未達は、記録し、関係する供給者および/あるいは買参人と協議する。

3.2 出荷の問題について顧客への情報提供

- a) 認証を取得した市場は、どうすることもできない状況や予測できない状況により顧客との合意を満たすことができない場合は、出荷前の出来るだけ早い時期に、顧客と協議する。

3.3 供給者との情報交換

- a) 認証を取得した市場は、生産者に対して積極的な関係作りを行う。少なくとも以下の情報を組織的に交換する。
 - 1. 生育状況、供給量の大きな変化
 - 2. 新品種およびその他の新開発
 - 3. 品質問題と苦情
- b) 認証を取得した市場は、基準未達があった場合、その全てを明らかにし、社内利用のために記録する。構造的な基準未達は、記録し、関係する供給者および/あるいは顧客と協議する。
- c) 認証を取得した市場は、顧客から、MPS への参加や労働環境といった生産者の生産状況に関して問合せがあった場合、正確な情報を提供する。
- d) 認証を取得した市場は、供給者が切花・鉢物の特別な取扱いを求めた場合、その要求を実行する。
- e) 認証を取得した市場は、商品の品質とサービスについて、定期的(少なくとも年に1回)に、供給者満足度調査を実施する。供給者満足度調査は供給者の縮図となるように供給者を選択して実施し、得られたデータは記録する。市場はこれらのデータを分析・評価し、社内関係部署間で共有する。供給者満足度改善計画を策定し実行する。以上の活動を記録する。

3.4 苦情処理

- a) 認証を取得した市場は、提供された切花・鉢物およびサービスに関する生産者と顧客からの苦情（いわゆる苦情だけではなく、商品の品質・出荷・支払請求などに関するご指摘についても）の記録を保有する。
- b) 認証を取得した市場は、苦情に迅速に対応する。定期的に苦情をとりまとめ分析する。
- c) 認証を取得した市場は、生産者や買参人からの苦情もしくは社内チェックで記録した切花・鉢物の品質不良について直接の供給者と協議する。
- d) 認証を取得した市場は、買参人の品質不良に関する苦情もしくは商品の社内管理について供給者にフィードバックする。

3.5 顧客との情報交換

- a) 認証を取得した市場は、重要な買参人あるいは消費者に対して積極的に関係作りを行う。少なくとも以下の情報を組織的に交換する。
 - 1. 生育状況、供給量の大きな変化
 - 2. 新品種およびその他の新開発
 - 3. 品質問題と苦情
- b) 認証を取得した市場は、基準未達があった場合、その全てを明らかにし社内利用のために記録する。構造的な基準未達は、記録し、関係する供給者と協議する。
- c) 認証を取得した市場は、買参人や供給者から要求があれば、商品が MPS-GAP, MPS-Quality, MPS-Packers または MPS-SQ 認証を取得しているかどうかの情報を提供する。
- d) 認証を取得した市場は、定期的に、商品の品質とサービスについて、買参人や消費者に対して顧客満足度調査を実施する。顧客満足度調査は、顧客全体の縮図となるように顧客を選択して実施し、得られたデータは記録する。市場はこれらのデータを分析・評価し、社内関係部署間で共有する。顧客満足度改善計画を策定し実行する。以上の活動を記録する。

第4章 社内組織、倫理、環境

4.1 品質と環境方針

- a) 認証を取得した市場は、明文化された品質宣言を策定する。
品質宣言は、品質政策における注力分野および認証規格を順守することを含む。
- b) 認証を取得した市場は、品質宣言の中に改善目標を定める。
- c) 認証を取得した市場は、環境宣言を策定し、来訪者や顧客の目につきやすい場所に掲示する。
環境宣言は、会社の代表者が署名する。環境宣言は少なくとも以下の点に注意を払う：
 - 1. 企業の環境に関する全般目標、この環境宣言の主な特徴
 - 2. できれば環境目標を企業目標に含め、環境に配慮する
 - 3. 会社方針と作業標準に従った業務の実行
 - 4. 環境法令順守、従業員の環境研修、環境活動の記録、環境活動の評価など、
環境宣言実行に関する一般規則
- d) 有機、無機の廃棄物は、分別回収し、処分する。
- e) ガラス、紙、ダンボール、化学廃棄物は、分別回収し、処分する。
- f) 認証を取得した市場は、水の使用量を記録する:使用量を分析し、その削減に努める。

4.2 人事方針、研修、安全衛生管理

- a) 認証を取得した市場は、従業員が自らの役割の中で能力を発揮できるような人事・研修制度を有する。
- b) 認証を取得した市場は、新入社員には規定する新人研修プログラムを受講させる。
- c) 認証を取得した市場は、組織的に研修計画に従って研修を行う。現在の従業員のレベルと、それぞれの役割に必要な基本的知識を見極める。従業員に必要な研修を検討し、従業員の実績評価面接において本人と話し合う。研修計画は毎年作成する。
- d) 事故および非常事態の処置と対応を、明確にし、従業員に説明している。
- e) 定期的に、安全・衛生・複雑な機械の使用法、および職務上のリスクに関して従業員を教育する。
教育内容は記録する。入社従業員および職場異動従業員に対しても同様に教育する。
- f) 業界の一般的知識および特定の危険に配慮することで、安全かつ衛生的な労働環境を保証する。
作業中に発生する偶発的事故や労働災害を防止するために、危険の芽を最小に抑えることに必要な措置をとっている。

- g) 従業員に衛生的なトイレ、飲料水を提供する。また冷蔵庫を設置する場合は衛生的に管理する。
- h) 宿泊設備は、(提供するのであれば)衛生的で安全なものとし、従業員の基本的要求を満たすものとする。
- i) 多くの従業員が救急医療と安全衛生の訓練を受けている。
関係する施設や器具の利用性についてチェックする仕組みがある。
- j) 認証を取得した市場は、安全作業のためのリスク分析をし、安全活動計画を作成する。

4.3 職務、責任、権限および雇用条件

- a) 認証を取得した市場は、組織的構造を持つ。
(市場の組織図がある)
- b) 認証を取得した市場は、社内の全ての職位の責任と権限、職務を明文化する。
(職務権限規定書がある)
また、その職位の者が不在の場合に備えて代理に関する必要な取り決めを文書化している。
- c) 認証を取得した市場は、全ての従業員に対して、最低年に1回、実績評価面接を行う。
この面接は会社が規定した方法で行う。前回面接の結果が次回面接の基礎となる。
- d) 国および地方の労働に関する法令およびILO規約(www.ilo.org)を順守していることを証明する。
少なくとも、次に関する事項は満足しなければならない。
 - 1. 職の選択の自由:
強制労働の禁止
 - 2. 組合参加の自由:
全従業員は、組合に参加すること、組合を設立すること、集団で交渉することの特権を有する。
 - 3. 児童労働の禁止:
従業員の最少年齢は(親族も含む)、法令およびILO規約に従う。
18歳以下の子供は、夜間、および危険な労働環境での労働を禁止する。
従業員の生年月日を登録している。
 - 4. 賃金:
総賃金支払額が、国および地域の最低賃金規定を満たしている。賃金に関する規定および賃金台帳などの書類を保有する。
 - 5. 労働時間:
労働時間は、労働に関する法令とILO規約に従い決定する。
各従業員の労働時間は就業規則に明記している。
 - 6. 差別の禁止:
差別は、任命、報酬、研修、昇給、契約解除あるいは退職に関しあってはならない。
(例:人種、皮膚の色、国籍/民族、宗教、身体障害、性別、結婚歴、労働組合員または政党など)
 - 7. 従業員に対しての義務:
雇用関係により生じる労働または社会保障に関する従業員に対する義務は、

雇用契約の結び方によって減免されるものではない。

8. 年金制度：
年金制度は、関連する法令を満たさなければならない。
9. 医療保険：
従業員とその親族は、医療保険を利用できる。
10. 暴行、ハラスメント、脅迫：
暴行、体罰、暴行の脅威、セクシャルハラスメント、他のハラスメント、暴言、脅迫は禁止する。

4.4 改善マネジメント

- a) 認証を取得した市場は、組織的に改善に取り組む。
- b) 認証を取得した市場は、改善内容、改善目標、改善評価について部門内、部門間で組織的に交流する場を設ける。
- c) 認証を取得した市場は、改善活動を記録する。
- d) 認証を取得した市場は、計画した改善が計画通りに実現したか評価する。

4.5 文書管理と保管

- a) 認証を取得した市場は、品質マニュアルと記録(例えば検査記録、苦情記録など)を保有する。
- b) 認証を取得した市場は、管理責任者と文書の保管場所を特定する。
- c) 品質マニュアルの管理：
分かりやすいプロセスの説明。作業指示・書式が明確に識別できる。
(例えば発行日別、改定日別に管理するなど)
さらに発行する前に、実用的で、読みやすく、漏れがないことを確認する。
常に最新版を用意する。
- d) 文書保管：
分かりやすい識別表示(注文毎にするなら注文番号および/または注文名を付ける)。
読みやすいこと。
規定の保管期間に基づき保管する。

B MPS フロリマークオークション認証の必要条件

MPS フロリマークオークション (MPS-Florimark Auction) 認証を取得するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- a) この文書の 0 章に含まれる必要条件
- b) この文書の A 章に含まれる必要条件
- c) 必要条件は下記のとおりである

1. 必要条件全般

1.1 品質システム

- a) 認証を取得した市場は、ISO 9001 : 2008 に基づく品質システムの認証を取得する。